

尼崎市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 11 月
(令和 4 年 6 月改訂)
尼 崎 市

【目次】

計画策定の目的	3
本計画の位置づけ	4
本計画の対象施設	4
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
1-1 公共施設等の状況	5
(1) 市有建築物	5
(2) 道路	8
(3) 橋りょう	8
(4) 水道・工業用水道	9
(5) 下水道等施設	11
(6) 公園・子ども広場	12
(7) クリーンセンター	13
1-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し	14
1-3 本市の財政状況	15
(1) 一般会計の状況	15
(2) 財政の健全化の状況（財政健全化法に基づく、財政全体の評価）	16
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	16
1-4 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	17
(1) 市有建築物	17
(2) インフラ系施設	19
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
2-1 現状や課題に関する基本認識	21
(1) 市有建築物	21
(2) 道路、橋りょう、上下水道等インフラ系施設	21
2-2 計画期間	22
2-3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	22
2-4 公共施設等の管理に関する基本的考え方	23
(1) 点検・診断等の実施方針	23
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	24
(3) 安全確保の実施方針	24
(4) 耐震化の実施方針	24
(5) 長寿命化の実施方針	24
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	24
(7) 脱炭素化の推進方針	24
(8) 統合や廃止の推進方針	25
(9) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針	25
2-5 PDCA サイクルの推進方針	25
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	26
(1) 市有建築物	26
(2) 道路	29
(3) 橋りょう	30
(4) 水道・工業用水道	32
(5) 下水道等施設	33
(6) 公園・子ども広場	34
(7) クリーンセンター	36

※本資料の数値は原則、表示単位未満を四捨五入で記載しているため、文中の数値やグラフ内において合計が一致しない場合があります。

計画策定の目的

本市は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、安定成長を前提とした経済見通しの中で、右肩上がりの市税収入と競艇場を中心とした収益事業収入のもと、人口の急増や市民ニーズ等に対応するため、市有建築物をはじめ、道路や橋りょう、上下水道、公園・子ども広場、クリーンセンターなどのインフラ系施設といった、多くの公共施設等を整備してきました。

現在では、これらの施設の老朽化が進行し、今後、次々と更新の時期を迎え、それらを更新するには莫大な経費が必要となる見込みとなっています。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化が急速に進んでいること、また、限られた財源の中で、今ある全ての公共施設等を維持したまま更新等をし続けることは、事実上不可能であり、公共施設等の老朽化対策は喫緊の深刻な課題となっています。

本市ではこれまでも、老朽化が著しく対応が急がれる施設を対象として、施設の廃止・移管・転用といった個別対応を行ってきたところですが、今後は、公共施設全体を対象として、施設の改修や更新時期を見通す中で、中長期的な視点で計画的・戦略的に保有、処分、維持、活用等を行い、身の丈にあった施設保有量・施設規模となるよう、マネジメントしていく必要があります。

このような中、平成 26 年 4 月に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、国からインフラ系施設を含む全ての公共施設等を対象とした公共施設等総合管理計画の策定について各地方自治体向けに要請されるとともに、本計画策定を前提とした地方債措置が創設されました。

こうした状況を踏まえ、国の制度を活用し、安定的な財政運営を行いながら公共施設マネジメントの取組を推進するため、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「策定指針」という。）に基づき、尼崎市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を平成 27 年 11 月に策定しました。

そうした中、策定指針が改訂されたことから、引き続き国の制度を活用しながら公共施設マネジメントの取組を推進するため、要請に基づいた計画内容の追加を行うとともに、平成 27 年 11 月以降の個別の取組内容の反映など所要の改訂を行うものです。

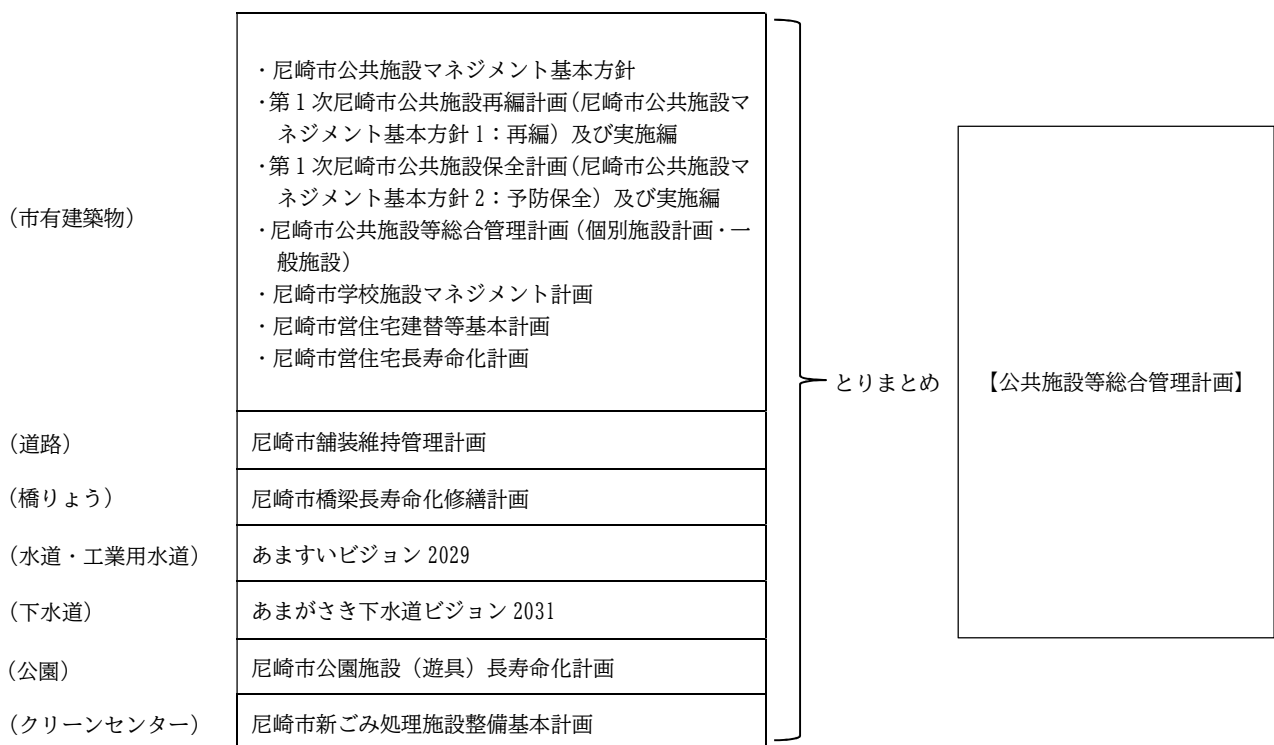
本計画の位置づけ

本計画は、既に策定している本市の市有建築物やインフラ系施設（公共施設等）に係る方針・計画について取りまとめ、本市が所有する公共施設等の全体像を明らかにするとともに、長期的な視点で、総人口や年代別人口についての今後の見通し、全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、財政状況を踏まえた施設の更新や維持管理など総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方等を示すものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「尼崎市総合計画」の分野別マスタープランとして位置づけられているものです。

(施設・分野)

(主な既定の計画等)



本計画の対象施設

本市が保有する公共施設等のうち、市有建築物、インフラ系施設を対象とします。

市有建築物については、すべての市有建築物を、インフラ系施設については、道路、橋りょう、水道・工業用水道、下水道、公園・子ども広場、クリーンセンターの6類型を対象とします。

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1-1 公共施設等の状況

(1) 市有建築物

① 市有建築物の保有状況

本市の市有建築物は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、市税収入や競艇場事業収入（収益事業収入）が着実に増加傾向をたどる中で、その多くの整備を進めてきましたが、一方で、人口は昭和46年の55.4万人をピークに減少に転じたため、結果として、人口が減少する中で施設保有量は増え続けるという状況が続いていました。

バブル経済崩壊以後、市税収入や収益事業収入の減少などにより、本市の財政状況が厳しさを増す中、行財政改革の視点やそれぞれの市有建築物が抱える課題等を踏まえ、施設の統廃合や民間移管を行うなど、保有量の削減につながる様々な見直しに取り組んできましたが^{※1}、現在においてもなお、施設の保有面積は、類似の中核市^{※2}と比較して大きいものとなっており、本市の特徴として、比較的小さな市域面積に手厚く市有建築物が整備されていることがわかります。

令和3年3月現在、本市では185万㎡の市有建築物（道路や上下水道等インフラ系施設を除く、いわゆるハコモノ施設。）を保有しており、人口1人当たりには換算すると4.02㎡、市域面積1km²当たりには換算すると3.6万㎡、また市街化区域^{※3}面積1km²当たりには換算すると3.9万㎡の施設面積を保有していることになります。

また、市が保有する施設の内訳を見ると、市営住宅が最も多い74万㎡で全体の40%、続いて学校が59万㎡で32%、残りは本庁舎や生涯学習プラザ等のその他の施設が占めています。

※1 施設保有量削減につながる主な取組

（経営再建プログラム及び行財政構造改革推進プランにおける取組）

取組	施設名等
廃止・削減	市民課出張所、市民プール、児童館、猪名野やすらぎ荘、労働福祉会館、労働センター
集約・統合	市営住宅（琴浦、西難波、武庫川住宅）の集約、学校園の統廃合、保健センターの一所化、地区施設機能（旧青少年会館、旧老人福祉センター分館）の総合センターへの統合
移管	保育所、高齢者・障がい者福祉施設（長安寮、みのり園、まつば園）、高齢者就業センター、母子生活支援施設

※2 類似の中核市は、監査委員による健全化判断比率等審査意見書等で類似都市として比較している7市。選定基準は、平成27年度国勢調査結果を基に、人口が本市と同程度（人口35万人以上55万人未満）で、第2次・第3次産業の就業者割合が99%以上の県庁所在地・普通交付税不交付団体を除く中核市です。

※3 すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法第7条第2項）

図 1-1 市税収入、収益事業収入、人口及び施設保有量の推移

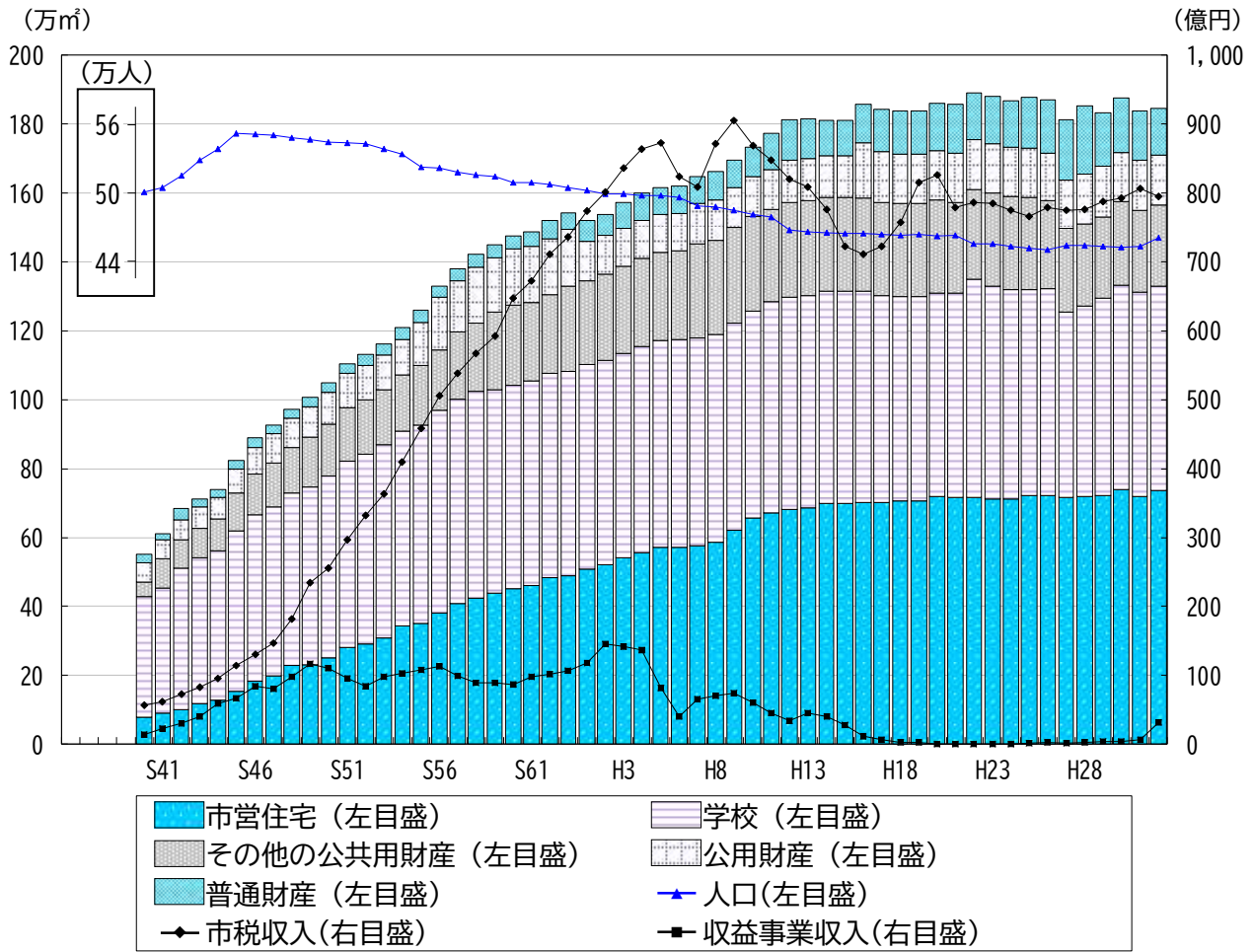
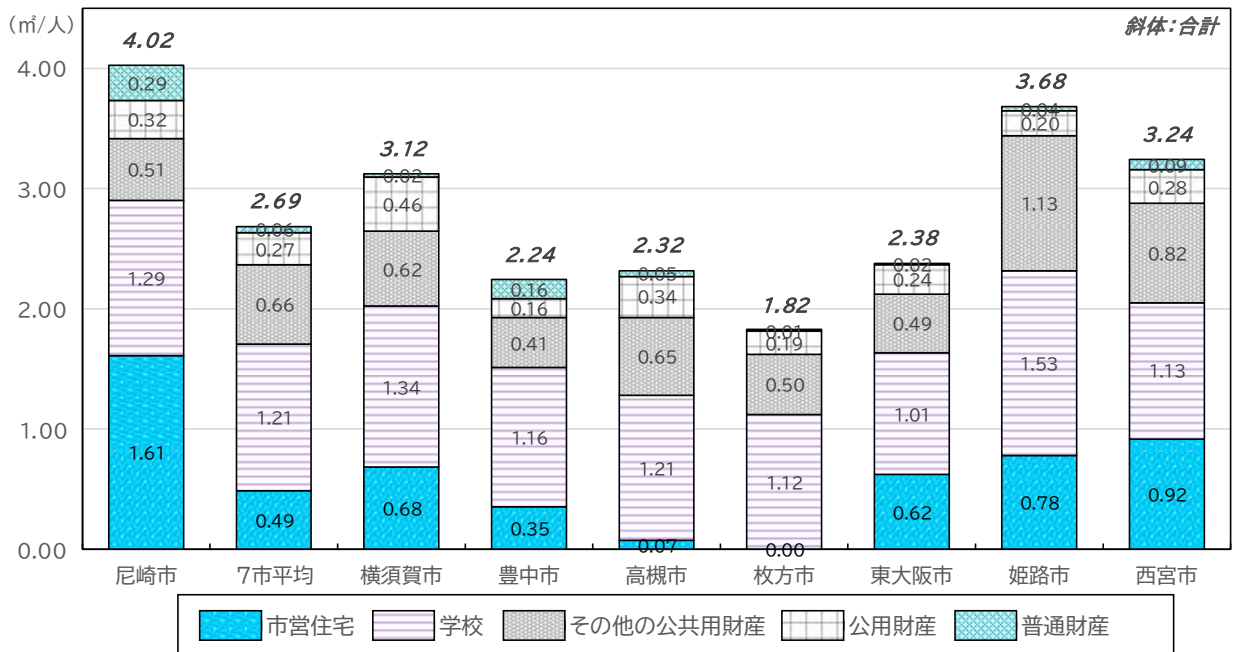


図 1-2 人口 1 人当たりの市有建築物保有面積の施設用途別比較



※本市は令和 2 年度末の状況。類似の中核市は「公共施設状況調経年比較表（令和元年度・総務省）」及び「住民基本台帳人口（令和元年度・総務省）」に基づき、掲載しています。

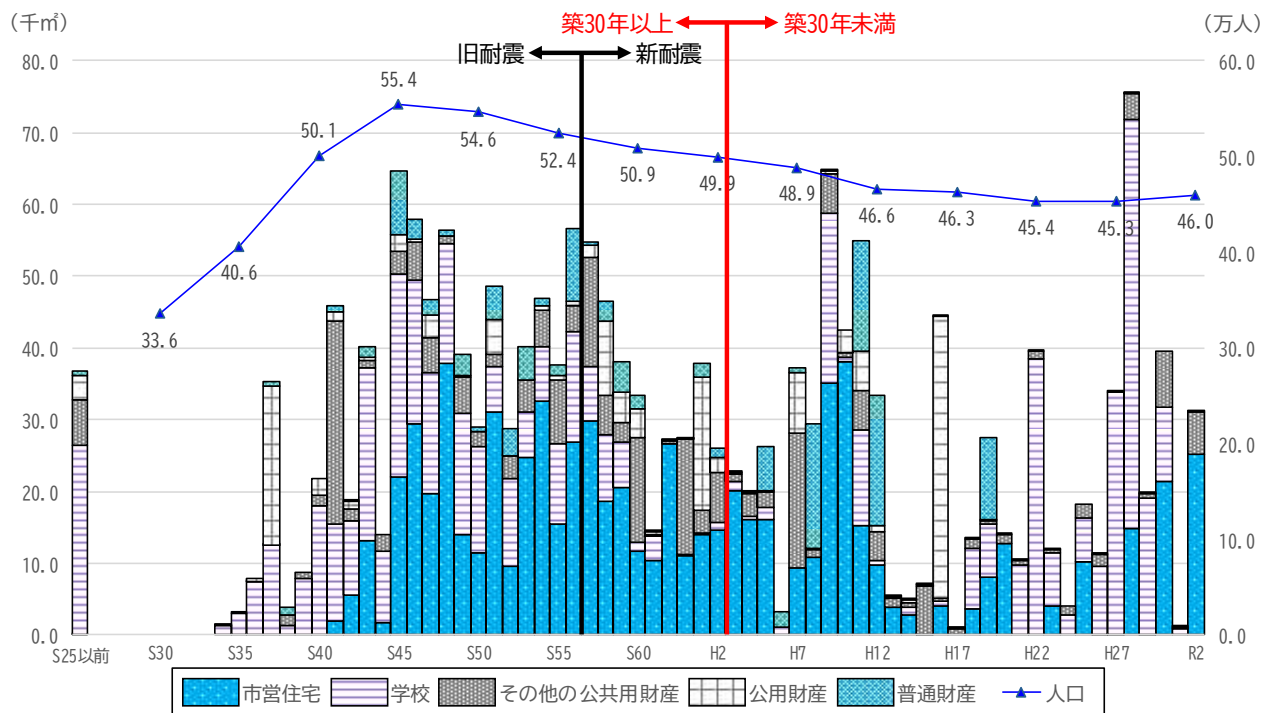
(参考) 用語の解説

用語	解説
公共用財産	行政財産（公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産）のうち、主に市民の方が利用する財産（学校、市営住宅、図書館、公民館、地区会館など）
公用財産	行政財産のうち、市が様々な事務や事業を行うために利用する財産（本庁舎、消防署など）
普通財産	行政財産以外の一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などができる財産（福社会館、近畿高エネルギー加工技術研究所など）

② 市有建築物の老朽化状況

本市の市有建築物は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、その多くを整備してきたため、現在では大規模改修や大型設備機器の更新等が増加する建築後30年を経過したものが全体の6割あります。なお、老朽化した施設の多くは昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づいて整備されたものであり、防災上の観点からも課題となっています。

図1-3 本市の現有施設（185万㎡）の建築年度別・建物種別の保有面積（令和2年度末時点）



(2) 道路

本市が管理する市道は総延長 840km、実面積 5,720 千㎡、路線数は 4,293 路線となっています。

このうち、幹線 1 級市道は総延長 72km、総面積 1,135 千㎡、幹線 2 級市道は総延長 88km、総面積 864 千㎡となっています。(令和 3 年 4 月現在)

(参考) 用語の解説

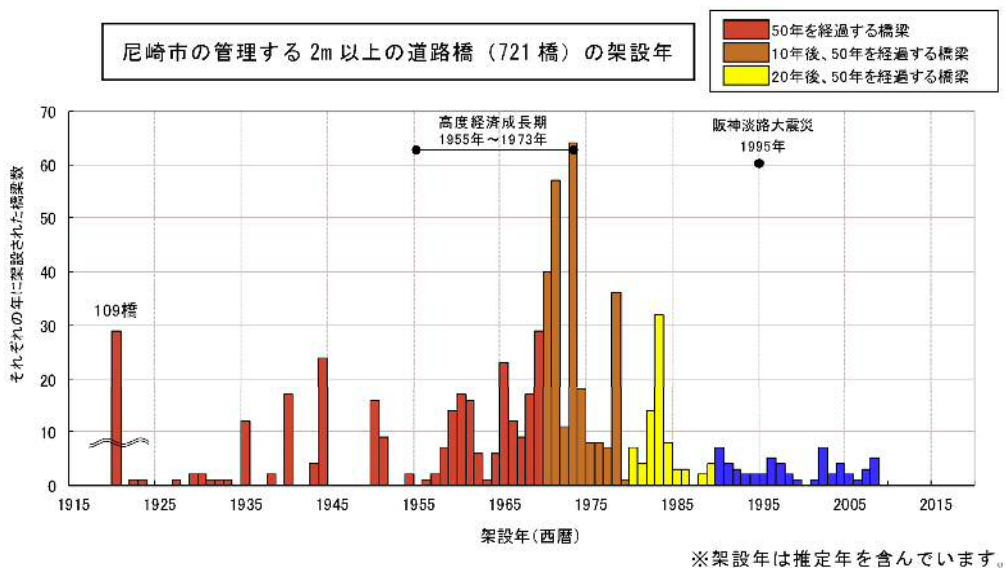
用語	解説
幹線 1 級市道	下記条件のいずれかにあてはまる道路 1) 都市計画決定された幹線街路 2) 主要集落(戸数 50 戸以上。以下同じ)とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 3) 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または主要生産施設とを連絡する道路 4) 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路 5) 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線 1 級市町村道を連絡する道路 6) 大都市または地方開発のため特に必要な道路
幹線 2 級市道	下記条件のいずれかにあてはまる道路 1) 都市計画決定された補助幹線街路 2) 集落(25 戸以上。以下同じ)相互を連絡する道路 3) 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路 4) 集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線 1 級市町村道とを連絡する道路 5) 大都市または地方開発のために必要な道路

(3) 橋りょう

本市が管理する橋長 2m 以上の橋りょうは 721 橋あり、その橋りょう延長は、7,027.8m となっています。(令和 3 年 4 月現在)

整備年別に見ると、1950 年代後半からの高度経済成長期に多くの橋りょうが建設されており、建設後 50 年を経過する高齢化橋りょうは 338 橋で 47% 程度となっています。10 年後に高齢化橋りょうとなる橋りょうは 584 橋で全体の 81%、20 年後には 655 橋で全体の 91% となり、今後急速に高齢化橋りょうが増えていきます。

図 1-4 本市の橋りょう(721 橋りょう)における整備年次別保有量



出典：尼崎市橋梁長寿命化修繕計画(令和元年 5 月)

(4) 水道・工業用水道

① 水道

本市の水道施設は、配水管総延長 1,006km、取水場 2 施設、浄水場 1 施設となっています。(令和 3 年 4 月現在)

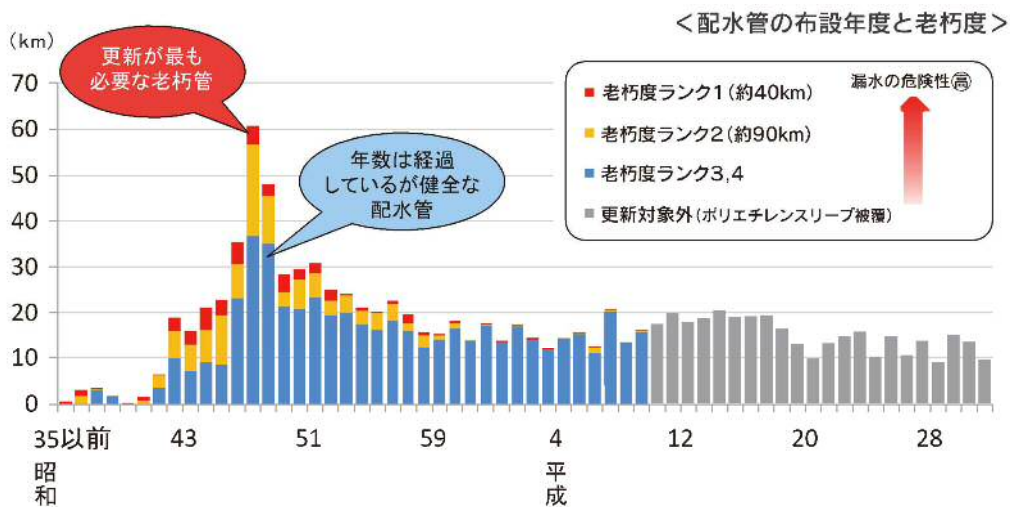
本市の水道事業は、高度経済成長期においてその普及に努めた結果、普及率は昭和 45 年度までにほぼ 100%となっています。水道事業の 1 日最大配水量は昭和 48 年度 304,600 m³/日に達し、その後減少傾向にあったものの、平成 3 年度に 276,100 m³/日と再び増加しました。

平成 3 年度以降は、1 人あたりの水の使用量が減少し、1 日最大配水量も基本的に減少傾向となり、平成 20 年度では 190,082 m³/日と平成 3 年度の 7 割となっています。

基幹施設については、特に浄水機能を担う施設の更新が多く控えています。

浄水場から市内一円へ水道水を供給する配水管については、高度経済成長期に集中的に布設を行ってきており、現在これらの配水管の更新時期が徐々に到来しているため、更新ペースを平準化しつつ、2029 年(令和 11 年)までの 10 年間で 100km の配水管を更新し、必要に応じて更新時に口径のダウンサイジングを行います。

図 1-5 配水管の布設年度と老朽度(水道)



出典：「あますいビジョン 2029 (2020~2029) (令和 2 年 2 月)」

② 工業用水道

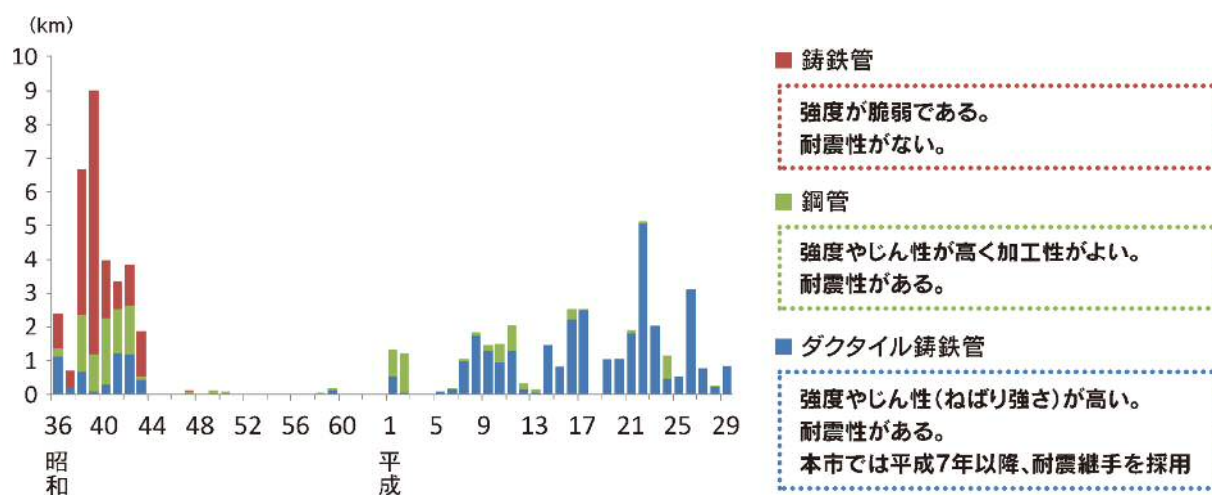
本市における工業用水道施設は配水管総延長 69km、取水場 2 施設、浄水場 2 施設となっています。(令和 3 年 4 月現在)

本市の工業用水道事業は、地下水取水に伴う地盤沈下の防止と工業用水の安定的な供給を目的に昭和 32 年 11 月に給水を開始し、高度経済成長期でもあったことから、1 日最大配水量は昭和 43 年度に 377,420 m³/日に達しました。以降はユーザー企業数の減少と水使用の合理化により給水収益の減少が続いています。

基幹施設については、取水場・配水場の老朽化が進行しており、50 年以上経過しているものが大半となっています。

配水場から市内ユーザー企業へ工業用水を供給する配水管については、事業創設当時に布設した耐震性の低い配水管の更新が必要であり、加えて、工業用水道事業のユーザー企業数の減少に伴い、年々給水量が減少傾向にあるため、更新ペースを平準化しつつ、2029 年(令和 11 年)までの 10 年間で 6km の配水管を更新し、口径のダウンサイジングや単一路線の解消を行います。

図 1-6 配水管の年度別布設状況(工業用水道)



出典：「あますいビジョン 2029 (2020~2029 年度) (令和 2 年 2 月)」

(5) 下水道等施設

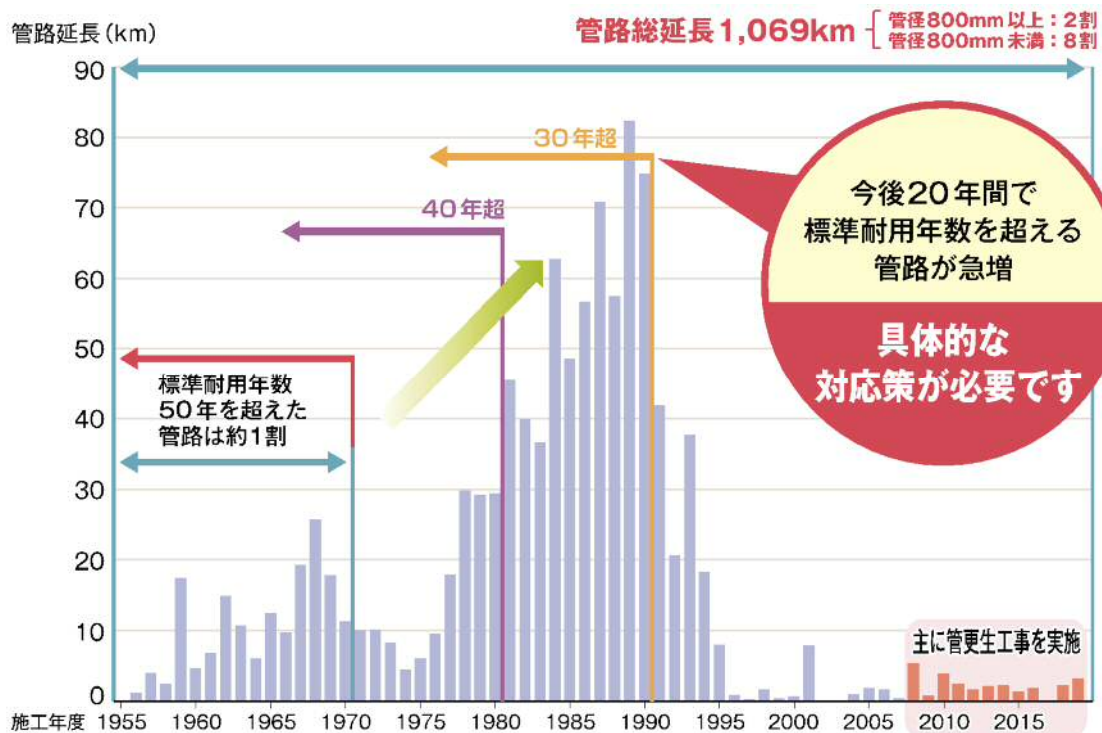
本市における下水道施設は、管路総延長 1,069km、ポンプ場 9 施設、浄化センター 2 施設となっています。(令和 3 年 4 月現在)

本市では、昭和28年から浸水対策効果を早期に発揮させるため合流式の排除方式を採用し、南部工業地帯を除く公共下水道事業の整備に着手しました。その後、順次、計画区域を拡大するとともに、昭和50年代には、集中的な公共下水道の整備を行い、生活環境の改善や公共水域の水質保全にも取り組んできました。現在では、整備率は、ほぼ100%に達しています。

こうしたことから、今後20年間で標準耐用年数の50年を超える管路が急増するなど、下水道施設の老朽化が進むことから、下水道サービスを損なわないよう事業費の平準化に向けた更新計画が必要です。

また、ポンプ場・浄化センターについても集中的に整備した(資産規模の大きな)施設が老朽化を迎えることから、建替え時期の分散化が必要です。

図1-7 本市における下水管路の整備状況



出典：「あまがさき下水道ビジョン 2031 (令和 4 年 2 月)」

(6) 公園・子ども広場

尼崎市立の都市公園は尼崎市内に 345 箇所設置されており、総面積は 187.38ha となっています。

都市公園以外では、臨海部に尼崎市立魚つり公園や阪神尼崎駅近くの庄下川東広場などがあります。

また、子ども広場は市内に都市公園の機能を補完する目的で 215 箇所設置されており、総面積は 11.62ha となっています。(令和 3 年 3 月現在)

本市の管理公園の多くは、設置後、相当年数が経過していますが、限られた財源の中で、計画的な管理を行うことが難しい状況にあります。こうした中、特に遊戯施設の老朽化が顕在化してきています。

図 1-8 本市における都市公園の保有状況

種 別		箇所数	面積 (h a)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	242	49.63
		近隣公園	19	27.47
		地区公園	7	17.84
	都市基幹公園	総合公園	3	12.81
		運動公園	1	10.94
特殊公園	風致公園	2	0.85	
	街園	16	0.17	
都市緑地		44	65.13	
広場公園		4	0.35	
緑道		7	2.19	
合 計		345	187.38	

種 別	内 容	公 園 名
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	長洲本通ほか 241 公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	大物、橘、宮前、中央、浜田川、大庄、浜田、近松、道意、西向島、芦原、尾浜、北雁替、葭島、椀田、猪名川河川敷、田能西、尼崎城址、潮江緑遊
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	今福、蓬川、潮江、塚口北、大井戸、上坂部西、西武庫
総合公園	都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	水明、猪名川、小田南
運動公園	都市住民の主として運動の用に供する公園	記念
風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園	佐璞丘、猪名川風致
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地	武庫川河川敷緑地ほか 43 緑地
広場公園	主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園	J R 尼崎駅北広場、近松の里北広場、御園広場、アルカイク広場
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする緑地	長洲川緑地、常光寺川緑地、常光寺緑地、大門川緑地、新川緑地、西大物緑地、庄下川緑地

出典：「公園・緑化のあゆみ 令和 2 年度 緑化事業報告」

(7) クリーンセンター

クリーンセンターは市内で発生するごみの焼却処理を行う施設で、その規模は第1工場第1機械炉 1,978 m³（稼働停止）、第1工場第2機械炉 7,091 m³、第2工場 15,125 m³、第3工場 4,219 m³（稼働停止）となっています。

この他、資源リサイクルセンターでは、ビン・缶・ペットボトルの選別（選別施設）や、大型ごみ等の破碎処理を行って金属くず等のリサイクルできる資源を回収（破碎施設）しており、その規模は 4,065 m³あります。

現在、本市ではごみの焼却をクリーンセンター第1工場第2機械炉2号炉と第2工場で行っていますが、第1工場は令和7年度、第2工場は令和12年度での稼働停止を予定しており、令和13年度以降は第2工場に替わる新ごみ処理施設が必要となります。

また、破碎・選別施設である資源リサイクルセンターやし尿処理施設（希釈・下水道投入施設）及び大高洲庁舎など、いずれも老朽化が進んでいるため、焼却施設とともに、それらの施設の集約化及び更新を行います。

図 1-9 現有施設の供用予定及び施設整備事業スケジュール

年度			H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15							
			2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033							
第1工場	第1機械炉	停止済																							
	第2機械炉	1号炉	停止済																						
		2号炉	2000年3月供用開始	2025年度まで供用予定									2026～2030は2炉体制												
第2工場	1号炉	2005年3月供用開始	2030年度まで供用予定									2031年度～ 新たな焼却施設とリサイクル施設の供用開始													
	2号炉	2005年3月供用開始	2030年度まで供用予定																						
第3工場		停止済																							
資源リサイクルセンター		1995年10月供用開始	2030年度まで供用予定																						
し尿処理施設	受人施設	1972年8月供用開始	2026年度まで供用予定									2027年度～ 新たなし尿施設の供用開始													
	前処理施設	1983年3月供用開始	2026年度まで供用予定																						
	圧送施設	2010年4月供用開始	2026年度まで供用予定																						
大高洲庁舎		1976年4月供用開始	2024年度まで供用予定									2025年度～ 新たな庁舎(管理棟)・収集車庫 及び受人ヤードの供用開始													
車庫		1989年7月供用開始	2024年度まで供用予定																						

出典：「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画（令和2年3月）」

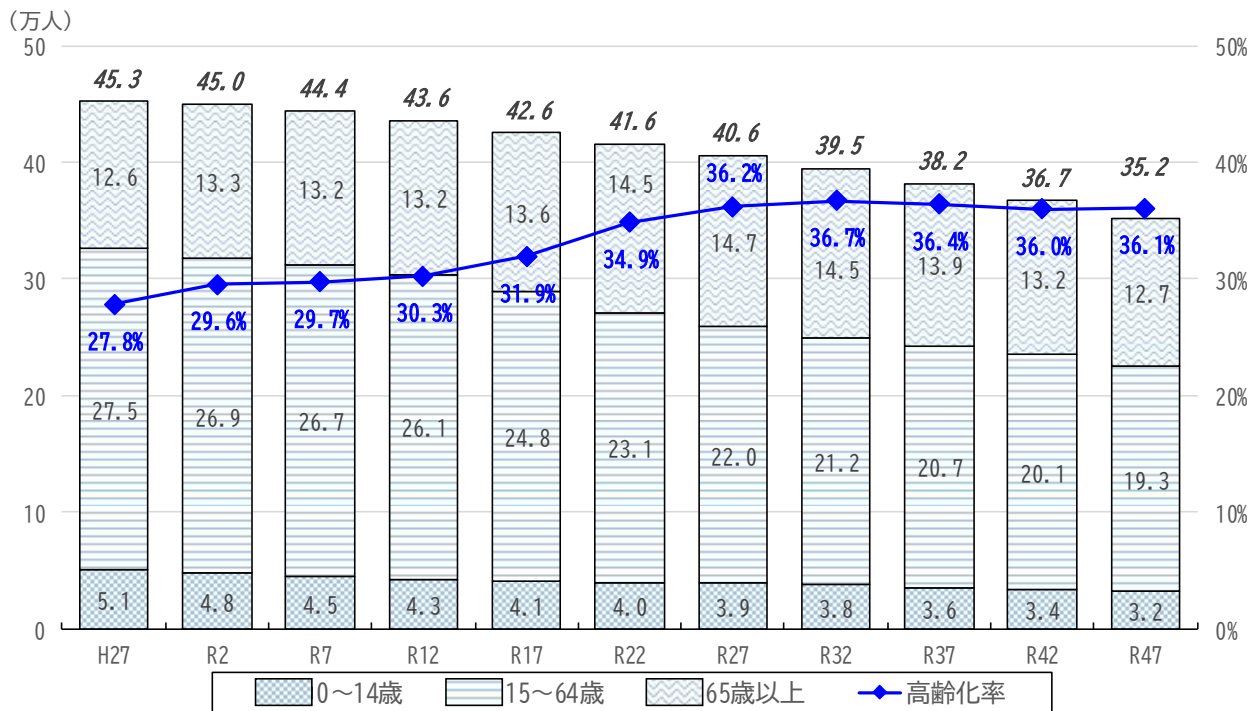
1-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

高度経済成長期の産業の発展とともに増加してきた本市の人口は、1971年（昭和46年）をピークに、その後、減少傾向が続いていましたが、近年、住宅供給等により、転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が2016年（平成28年）以降、5年連続で継続するなど、本市の人口動態は改善傾向にあります。

しかしながら、少子化・高齢化に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が今後拡大していくことにより、人口減少がさらに進むことが見込まれます。

人口減少と少子化・高齢化は我が国全体の問題ですが、生産年齢人口の減少が本市の財政状況などにも影響を及ぼすことが考えられ、市有建築物の大規模改修や建替え、およびインフラ施設の維持更新等に必要な投資的経費の確保が課題となることが予想されます。

図1-10 今後の人口予測



資料：兵庫県将来推計人口（2015～65年）

1-3 本市の財政状況

(1) 一般会計の状況

本市の過去5か年（平成28年度～令和2年度）の歳入総額を見ると、平成28年度から令和元年度にかけては、概ね横ばいの傾向となっています。

令和2年度は国庫・県支出金が増加していますが、これは主に新型コロナウイルス感染症対策に係るものです。

一方、歳出についても、平成28年度から令和元年度にかけては、概ね横ばいの傾向となっていますが、令和2年度では増加しています。これは、主に新型コロナウイルス感染症対策に係るもので、補助費等が増加したためです。

平成28年度と令和2年度を見比べると、投資的経費は222億円から204億円に18億円減少している一方、扶助費は733億円から747億円となっており、14億円増となっています。

今後は、一層の高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化などの財政運営上の課題に加えて、次期焼却施設の整備に係る将来負担の増加が見込まれますが、これを含めた上で長期的に安定した財政運営を行っていくために、将来負担の縮減と必要な投資的事業の実施をバランスよく両立させていくことが必要になります。

図 1-11 歳入の推移

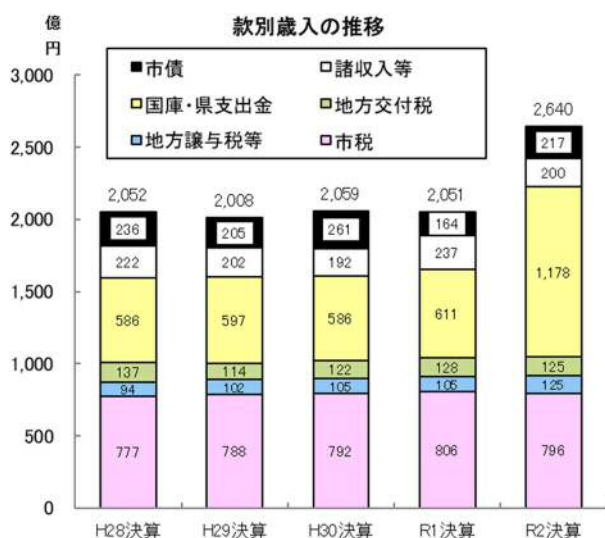
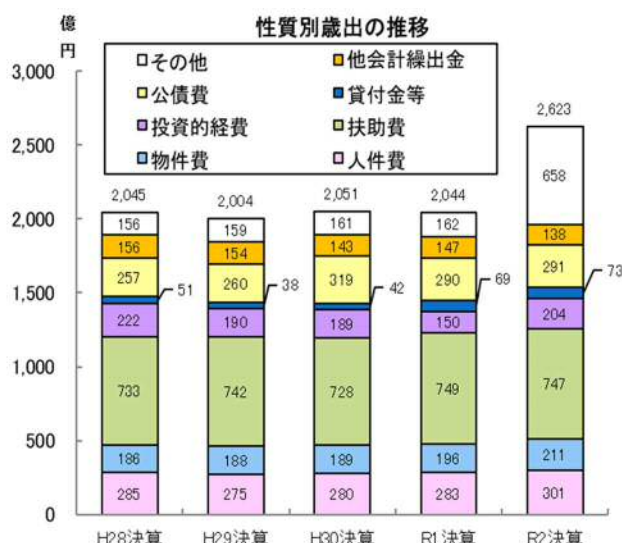


図 1-12 歳出の推移



出典：「令和2年度決算の概要」

(参考) 用語の解説

用語	解説
人件費	議員報酬、各委員報酬、特別職給与、職員給与、共済組合負担金、退職金、恩給及び退職年金、災害補償費、社会保険料等共済費、等。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
扶助費	社会保障制度の一貫として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者に対して行う支援に要する経費のことを指します。
公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計です。人件費、扶助費とともに義務的経費の一つとなっています。
投資的経費	道路、学校、公園などの公共施設等の建設や用地取得などに必要となる経費のことです。

(2) 財政の健全化の状況（財政健全化法に基づく、財政全体の評価）

健全化判断比率は、財政健全化法に基づき、平成 20 年度から導入された地方財政全体の評価を可能とする指標で、財政破綻に陥る前に予防措置を講じ、早期の段階で自主的に財政の健全化を図るための目安となる指標です。

本市の場合、実質赤字額、連結実質赤字額がなく、実質公債費比率、将来負担比率については、国が定める早期健全化基準と比して低くなっています。

実質公債費比率及び将来負担比率において、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて年々減少傾向にありますが、安定的な財政運営を行うためには依然として公債費の財政負担が大きい状況にあるため、今後、将来負担を一層抑制していくことで、公債費を低減させていく必要があります。

図 1-13 健全化判断比率

	(単位：%)					(単位：%)	
	H28	H29	H30	R1	R2	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.25	20.0
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.25	30.0
③実質公債費比率	13.9	13.5	12.9	12.1	10.9	25.0	35.0
④将来負担比率	112.3	102.6	88.2	67.6	51.4	350.0	

注 1 ①及び②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で記載している。
 注 2 「早期健全化基準」とは、財政健全化団体となる基準で、①から④までの 4 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上になった場合は、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めることになる。
 注 3 「財政再生基準」とは、財政再生団体となる基準で、①から③までの 3 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上になった場合は、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図るもので、事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。

出典：「令和 2 年度決算の概要」

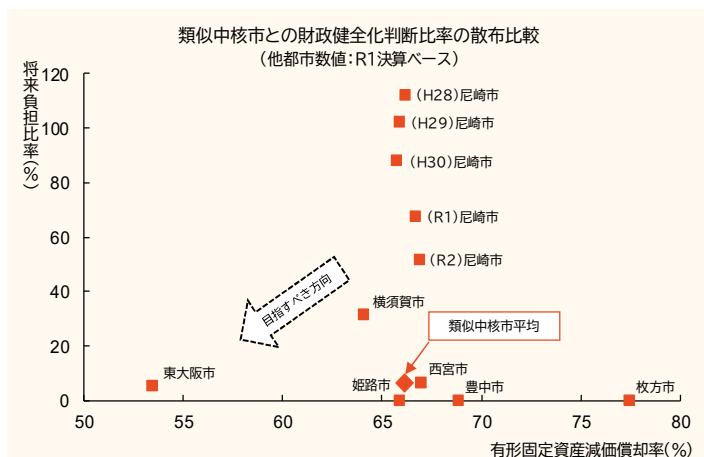
(3) 有形固定資産減価償却率の推移

地方公共団体の資産の老朽化を表す指標の一つである「有形固定資産減価償却率」の本市と類似中核市との比較は、図 1-14 のとおりです。

令和元年度においては、本市の有形固定資産減価償却率は 66.7% となっており、類似中核市平均の 66.2% より高く、また、一般的には 50% を超えると高い水準にあるとみなされることから、本市の資産は、資産の取得から長い年数が経過している状況にあることが分かります。

今後も、未来に向けて取り組むべき投資と将来世代に先送りしない負債の縮減とのバランスに留意しながら、公共施設マネジメントの取組を推進し、資産の最適化を図りつつ、財政健全化の取組を進めていく必要があります。

図 1-14 有形固定資産減価償却率



	(単位：%)				
	H28	H29	H30	R1	R2
有形固定資産減価償却率	66.2	65.9	65.8	66.7	66.9

有形固定資産減価償却率 (%)

$$= \frac{\text{償却資産の減価償却累計額}}{\text{償却資産の取得価格等}}$$

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産(※)のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合をいいます。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握するものです。この数値が高いほど、耐用年数に対して資産の取得から期間が経過していることを表します。

※有形固定資産：建物、工作物、物品(償却資産)

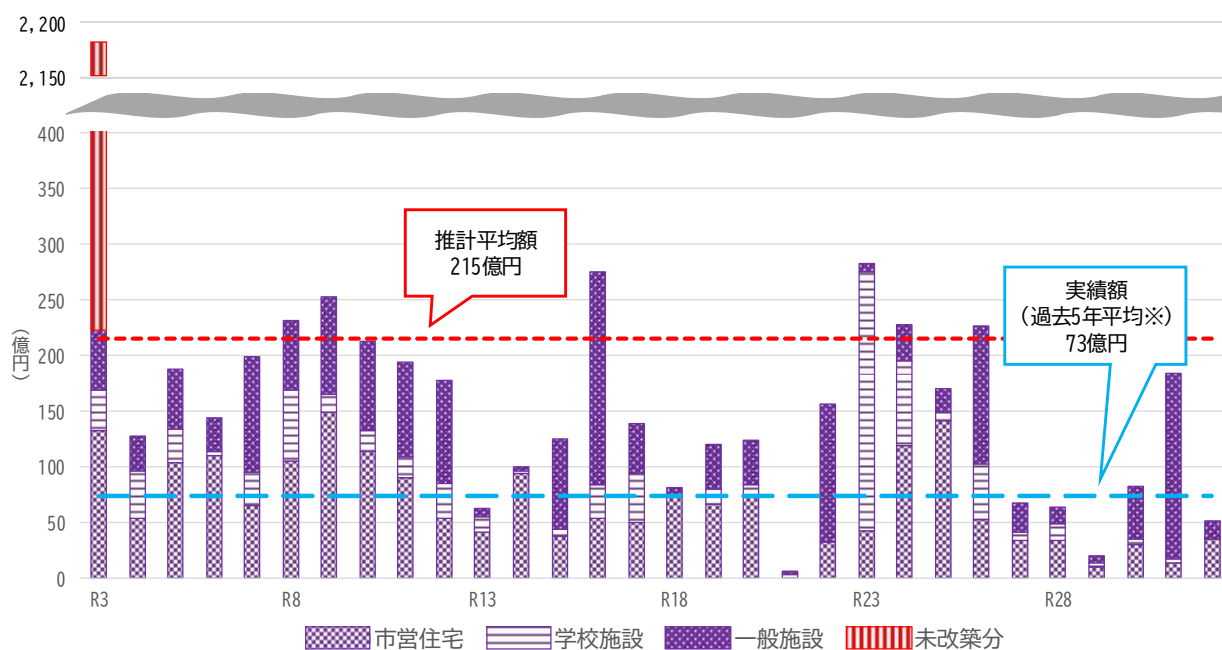
1-4 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

(1) 市有建築物

① 現状を維持したまま更新等を実施した場合の将来費用

本市が所有している市有建築物の現状を維持したまま更新等を実施した場合、将来費用の試算結果は図 1-15 のとおりです。この結果、今後 30 年間で 6,462 億円、1 年あたりの平均費用は 215 億円となります。

図 1-15 将来費用推計（市有建築物：単純更新）



※過去 5 年平均は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の市有建築物に係る平均投資額

考え方

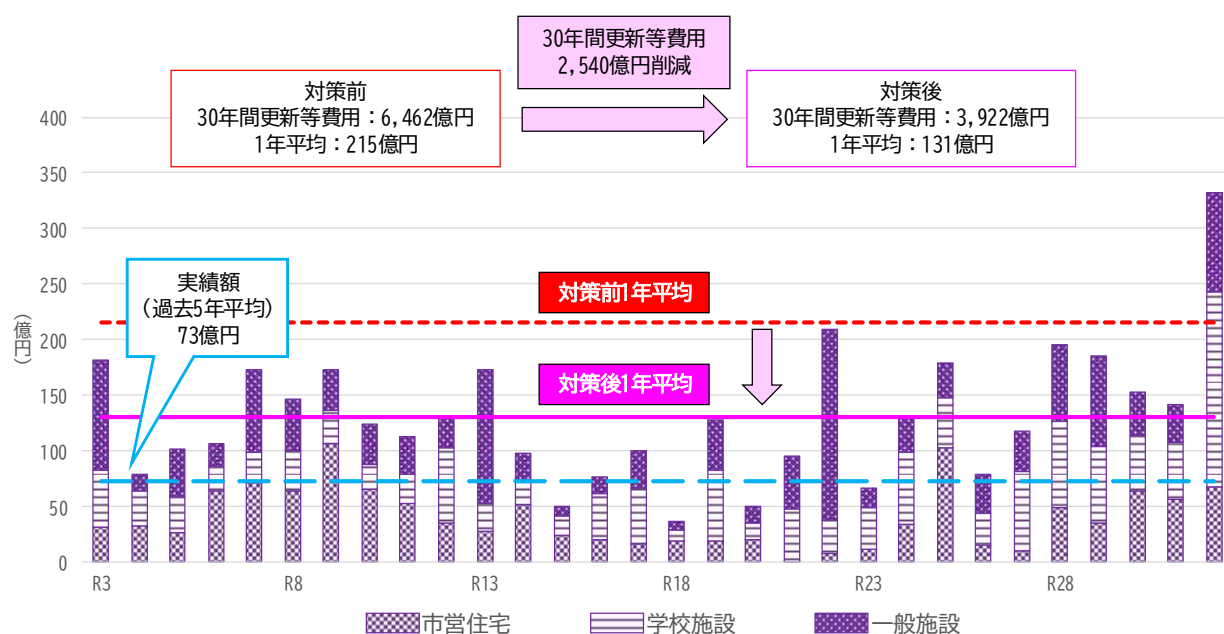
- ・ 45 年で同規模の改築を行うものとして費用を算定しています。
- ・ 建築後 45 年を経過したものについては、初年度(R3)に更新等にかかる経費を一括して計上しています。
- ・ 更新及び改修単価は「平成 31 年度版 建築物のライフサイクルコスト 第 2 版（監修/国土交通省大臣官房官庁営繕部、編集・発行/一般財団法人建築保全センター）」（以下、「建築物のライフサイクルコスト」という。）に基づいて設定しています。ただし、学校施設の改修単価は、尼崎市学校施設マネジメント計画に基づき設定しています。

② 長寿命化対策等を講じた場合の将来費用

本市が所有している市有建築物について、第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）や第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）等の既定計画に基づき、施設の長寿命化や集約化・複合化等の対策を講じた場合、将来費用の試算結果は図1-16のとおりです。この結果、今後30年間で3,922億円となり、対策を講じなかった場合(6,462億円)に比べ、2,540億円の効果が見込まれます。

また、1年あたりの平均費用は131億円となり、対策を講じなかった場合(215億円)と比べ、84億円の効果が見込まれます。

図1-16 将来費用推計（市有建築物：長寿命化対策等）



考え方	
・	一般施設 65 年、市営住宅 70 年、学校施設 80 年で改築を行うものとして費用を算定しています。
・	更新及び改修単価は「建築物のライフサイクルコスト」に基づいて設定しています。ただし、学校施設の改修単価は、尼崎市学校施設マネジメント計画に基づき設定しています。
・	一般施設は第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）及び第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）の対策内容を反映しています。
・	市営住宅は尼崎市営住宅建替等基本計画の対策内容を反映しています。

さらに、今後も施設の集約化・複合化等の取組を継続し、尼崎市公共施設マネジメント基本方針で設定している目標（△561千㎡・△30%）を達成した場合、1年あたりの平均費用は113億円となりますが、平成28年度から令和2年度までの5年間の平均投資額は1年あたり73億円であることを踏まえると、引き続き公共施設マネジメントの取組を推進していく必要があることが分かります。

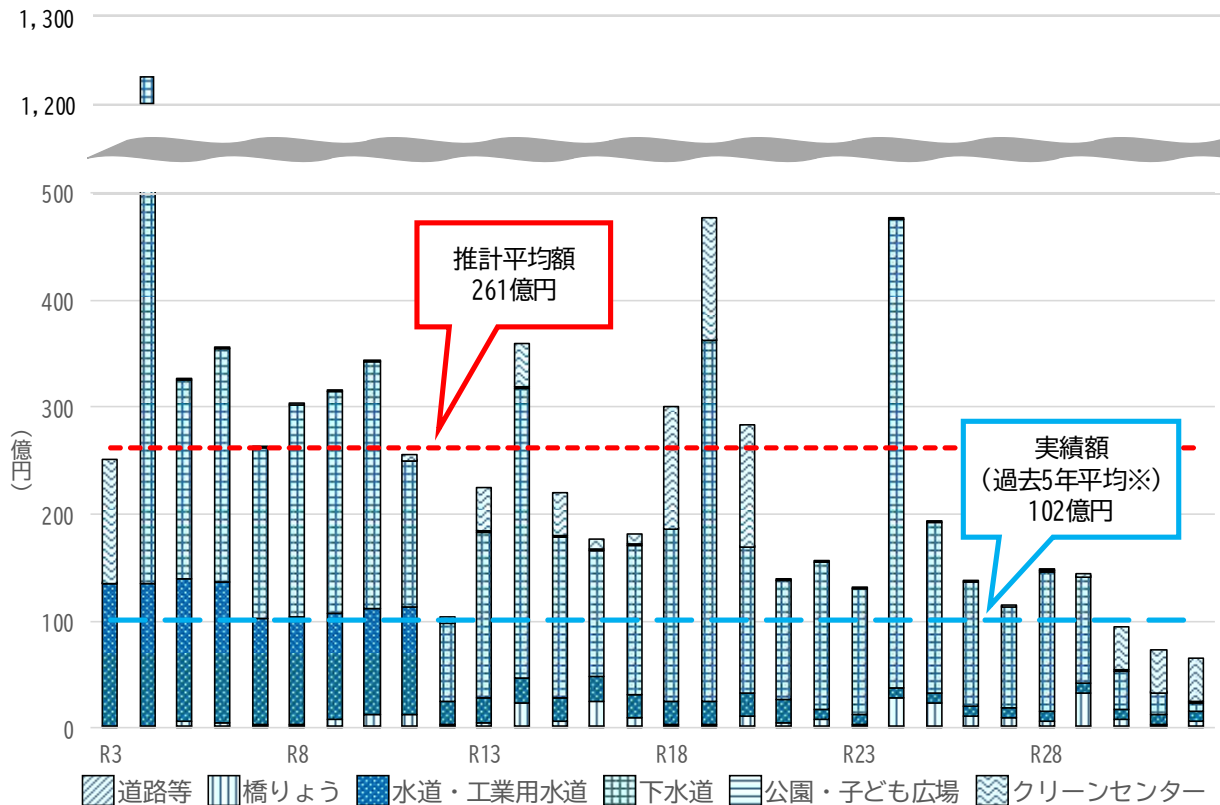
なお、上記内容はあくまで試算値であり、事業実施にあたっては基金や交付税措置のある有利な市債などを活用しつつ、優先順位付けを行いながら事業の平準化を行うなど、財政規律及び財政目標と整合を図った対応を行う必要があります。

(2) インフラ系施設

① 現状を維持したまま更新等を実施した場合の将来費用

本市が所有しているインフラ系施設の現状を維持したまま更新等を実施した場合、将来費用の試算結果は図 1-17 のとおりです。この結果、今後 30 年間で 7,840 億円、1 年あたりの平均費用は 261 億円となります。

図 1-17 将来費用推計（インフラ系施設：単純更新）



※過去 5 年平均は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間のインフラ系施設に係る平均投資額

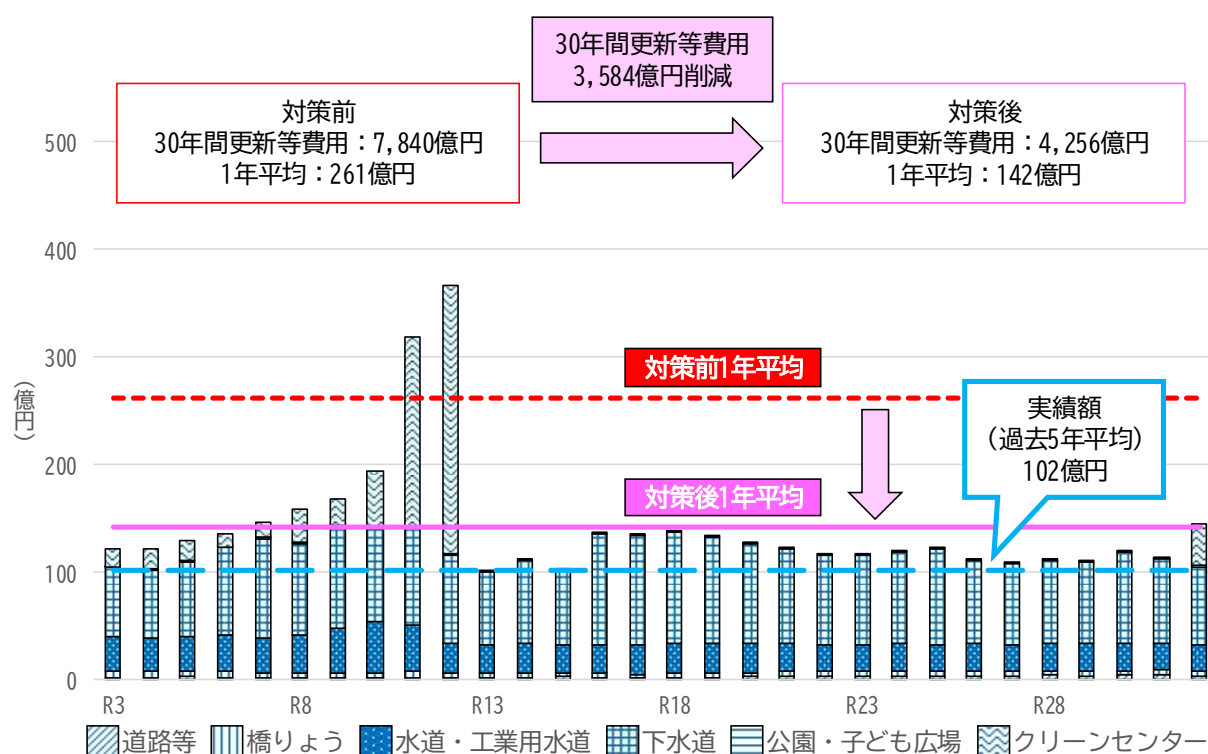
種別	考え方
道路等	過去 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の実績を今後も支出することを前提としています。
橋りょう	尼崎市橋梁長寿命化修繕計画により見込んでいる費用を計上しています。
水道・工業用水道	あますいビジョン 2029 により見込んでいる費用を計上しています。
下水道	あまがき下水道ビジョン 2031 により見込んでいる費用を計上しています。
公園・子ども広場	尼崎市公園施設（遊具）長寿命化計画により見込んでいる費用を計上しています。
クリーンセンター	尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画により見込んでいる費用を参考に計上しています。

② 長寿命化対策等を講じた場合の将来費用

本市が所有しているインフラ系施設の長寿命化対策等を講じた場合、将来費用の試算結果は図1-18のとおりです。この結果、今後30年間で4,256億円となり、対策を講じなかった場合(7,840億円)に比べ、3,584億円の効果が見込まれます。

また、1年あたりの平均費用は142億円となり、対策を講じなかった場合(261億円)と比べ、119億円の効果が見込まれます。

図1-18 将来費用推計（インフラ系施設：長寿命化対策等）



種別	考え方
道路等	尼崎市舗装維持管理計画等により見込んでいる費用を計上しています。
橋りょう	尼崎市橋梁長寿命化修繕計画により見込んでいる費用を計上しています。
水道・工業用水道	あますいビジョン 2029 により見込んでいる費用を計上しています。
下水道	あまがさき下水道ビジョン 2031 により見込んでいる費用を計上しています。
公園・子ども広場	尼崎市公園施設（遊具）長寿命化計画により見込んでいる費用を計上しています。
クリーンセンター	尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画により見込んでいる費用を計上しています。

なお、長寿命化対策等を講じて、1年あたりの平均費用を142億円に圧縮しても、平成28年度から令和2年度までの5年間の平均投資額は1年あたり102億円であることを踏まえると、市有建築物と同様に、優先順位付けや事業の平準化などを行い、財政規律及び財政目標と整合を図りながら必要な対応を行っていく必要があります。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2-1 現状や課題に関する基本認識

(1) 市有建築物

本市においては、多くの施設を保有しているとともに、施設の老朽化が進行している状況にあります。また、これらの施設を全て保有し続けるとすると、今後、大規模改修や建替え等に係る更新費用や、施設を維持管理していくための経費が、財政を圧迫していくことが予想されます。

こうしたことから、施設の廃止・集約・複合化等や計画的な保全による長寿命化といった取組を着実に推進し、将来負担の抑制を図っていく必要があります。

(2) 道路、橋りょう、上下水道等インフラ系施設

インフラ系施設についても、施設の老朽化が進行している状況にあります。

道路や橋りょう、公園については、市街化が進んだ本市の状況を踏まえ、現状の機能を維持することとしていますが、老朽化が進行しており、予防保全的な取組によりライフサイクルコストの低減を図りながら施設を維持することが必要になると考えられます。

子ども広場のうち、都市公園が充足していない区域に設置されているものは、引き続き現状の機能を維持していくため、公園と同様の取組が必要になります。

水道事業では、給水量の減少度合いの影響に、工業用水道ではユーザー企業の契約水量の影響に留意し、将来の適正な施設能力と施設配置について、危機管理対策や、施設更新時の代替能力等を踏まえた検討をする必要があると考えられます。

下水道施設は、安全安心な暮らし、快適な生活を維持する上で、なくてはならない都市基盤施設です。下水道事業は、昭和 28 年に事業着手し、昭和 50 年代後半から集中的に整備したことで、今後は、これらの施設が老朽化を迎えることから、事業費の平準化に向け、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進するとともに、人口減少や、気候変動に伴い頻発する大雨・大規模地震等に対して備えていく必要があります。

クリーンセンターについては、第 1 工場は令和 7 年度、第 2 工場は令和 12 年度で稼働を停止する予定としているとともに、リサイクル施設、し尿処理施設及び庁舎等も老朽化が進行していることから、これらの施設の集約化及び更新を計画的に行っていく必要があります。

2-2 計画期間

総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、計画期間は「少なくとも10年以上」と示されている中、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについては、30年程度以上の期間を示すこととされており、また、各公共施設等が定めている個別計画の期間を踏まえ、本計画は、令和30年度までを計画期間とします。

(参考) 各個別計画の計画期間

種別	方針・計画名称	計画期間
市有建築物	尼崎市公共施設マネジメント基本方針	35年間（令和30年度まで）
	第1次尼崎市公共施設再編計画 （尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）	10年間（令和8年度まで）
	第1次尼崎市公共施設再編計画・実施編	10年間（令和8年度まで）
	第1次尼崎市公共施設保全計画 （尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）	10年間（令和8年度まで）
	第1次尼崎市公共施設保全計画・実施編	10年間（令和8年度まで）
	尼崎市公共施設等総合管理計画 （個別施設計画・一般施設）	10年間（令和8年度まで）
	尼崎市学校施設マネジメント計画	28年間（令和30年度まで）
	尼崎市営住宅建替等基本計画	20年間（令和17年度まで）
	尼崎市営住宅長寿命化計画	10年間（令和9年度まで）
道路	尼崎市舗装維持管理計画（短期計画）	5年間（令和6年度まで）
	（中長期計画）	40年間（令和41年度まで）
橋りょう	尼崎市橋梁長寿命化修繕計画	10年間（令和9年度まで）
水道・工業用水道	あますいビジョン2029	10年間（令和11年度まで）
下水道	あまがさき下水道ビジョン2031	10年間（令和13年度まで）
公園・子ども広場	尼崎市公園施設（遊具）長寿命化計画	10年間（令和13年度まで）
クリーンセンター	尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画	11年間（令和12年度まで）

2-3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画で策定する一連の取組は、職員が公共施設等について問題意識を共有するとともに、これまで施設所管部局が管理していた施設情報を、部局の枠組みを超えて一元的に管理し、施設の再編に向けたプロセスの統括管理、保全の総合的かつ戦略的な実施及び全庁的視点に立った公共施設等マネジメントの強力な推進と進捗管理を行う体制を構築する必要があります。

こうしたことから、次に掲げる取組を推進します。

(情報を一元管理する仕組みの構築)

公共施設マネジメントの PDCA サイクルを実践し、継続的な改善が可能な環境を整備するため、施設再編担当部局及び施設保全担当部局等が施設情報を一元的に管理する仕組みを構築します。

(再編等に係るプロセスを統括管理する体制の構築)

再編等に向けた使用調整[※]などについて、個別計画は施設所管部局が中心となり管理する中で、施設再編担当部局が統括的に把握し、本計画において取りまとめます。

※ 使用調整とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管部局内の使用変更、所管部局の入れ替え、用途の変更など、その使用につき必要な調整をすることです。

(施設の劣化状況の把握と保全の実行体制の構築)

特に市有建築物については、施設所管部局が多岐に及んでいることから、施設所管部局、営繕担当部局、施設再編担当部局及び施設保全担当部局が互いに連携し、施設の現状把握と保全が確実に行われる体制を構築します。

(意思決定に係る体制の構築)

施設の再編など全庁的な視点で、施設の最適化に向けた判断ができるよう、関連する施設分類間や施設分類を超えた全庁的調整について、尼崎市ファシリティマネジメント推進会議等により意思決定できる仕組みを構築します。

2-4 公共施設等の管理に関する基本的考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

① 定期点検の実施

施設ごとに定められた法律等に基づく点検基準にしたがい、施設管理者による定期的な点検を、確実に実施していきます。

② 日常点検の実施

定期点検に加えて日々の点検を行うことで、施設の異常について早期に把握し、適切な対応を迅速に行うよう努めていきます。

③ 点検結果の収集・蓄積・活用

点検・診断の結果等の情報を適切に管理する仕組みや、必要に応じて集約・分析・活用できる仕組みを構築し、より効果的・効率的な維持管理につなげます。

④ 施設管理者の知識の補充

市有建築物については、施設管理者向けの「施設保全マニュアル」を作成して、施設管理に必要な知識の補充に努めるとともに、これに基づく点検等を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理については、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、点検時において施設の劣化の有無や兆候をできるだけ把握し、こうしたデータを基に、修繕・更新等を行うに当たっての優先順位を検討し、順次対応を行い、適切な維持保全に取り組みます。

(3) 安全確保の実施方針

市有建築物については、法定点検の他、施設管理者向けの「施設保全マニュアル」において安全性確保のための点検項目を設けて劣化状況の把握に努め、安全性の確保と効率的な施設の保全に取り組みます。

インフラ系施設については、点検・診断等の実施結果に基づいて優先順位付けを行い、事故を未然に防止できるよう努めます。

(4) 耐震化の実施方針

本市は、老朽化が進行している市有建築物やインフラ系施設を多く保有しており、施設更新を含めた耐震化の取組を実施する必要があります。

市有建築物については、各施設の老朽度や施設が担っている機能を踏まえ、優先順位をつけながら建替え等の対策を計画的に進めます。

インフラ系施設については、耐震診断結果や老朽度調査結果に基づき、必要となる耐震補強や施設の更新を行うこととします。

(5) 長寿命化の実施方針

施設類型ごとに長寿命化に向けた取組を進め、計画的な維持保全を推進します。取組を進めるに当たっては、点検・診断等の結果に基づき、施設の特性を考慮のうえ、重要性・緊急性等を判断し、財政負担の平準化を踏まえた対策の優先度や実施時期を定めて、ライフサイクルコストの軽減を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づいて、施設の更新や改修時に、市民が広く利用する施設を中心にユニバーサルデザイン化に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進方針

脱炭素社会を実現するとともにライフサイクルコスト削減のため、新築市有建築物における ZEB Ready の導入や既存市有建築物における照明の LED 化など、公共施設等のエネルギー消費量の削減や省エネ対策を率先的に取り組みます。

(8) 統合や廃止の推進方針

人口減少や人口構成、その他社会情勢の変化を踏まえる中で、施設の性質や状況に応じて、統合や廃止の推進に向けた取組を進めます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

継続的かつ計画的な取組のため、市有建築物については、「施設保全マニュアル」に基づいた、施設管理者による点検やデータ収集などに継続して取り組みます。これらを継続して取り組むために、施設管理者向けに日々の維持保全などをテーマとした説明会を実施するなど、知識の補充についての取組も行います。

2-5 PDCA サイクルの推進方針

市有建築物については、劣化状況や利用状況、人口動向等の経年的な変化に対応するため、施設評価を含め、定期的に個別計画の見直し（改訂）を行います。

インフラ系施設については、施設所管部局が中心となり、経年的な変化等を踏まえ、必要に応じて各個別計画の策定や改訂を行うこととします。

こうした取組内容については、適宜、本計画への反映を行います。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(1) 市有建築物

市有建築物については、いかに保有、処分、維持、活用していくかが喫緊の課題となっているため、コストと便益の最適化を図る「ファシリティマネジメント」の考え方を導入し、中長期的な視点の下、市有建築物全体に対して、総合的かつ戦略的に取り組み、公共施設マネジメントを行っていきます。

具体的には、平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、以下の基本方針や各個別計画、管理に関する基本方針に基づいた取組を進めていくこととします。

① 基本方針

経済的なコストで適量かつ良好な品質の施設を提供することを目指し、本市の市有建築物の量、質、運営コスト等の最適化を図るため、基本方針として、次の3つを定めます。

ア 方針1：再編

- ・ 廃止・集約・複合化等による再編の推進
- ・ 施設の効率的利用による量の抑制

※「再編」の取組については、次のとおり目標を設定しています。

本市の公共施設の保有量を35年間[平成26年度～令和30年度]で約1,868千㎡から、約1,307千㎡以下まで削減することを目標とします(対基準日:△30%以上)。

イ 方針2：予防保全

- ・ 適正な保全の推進
- ・ 計画的な保全による長寿命化
- ・ 施設機能の維持・向上

ウ 方針3：効率的・効果的な運営

- ・ 仕様の標準化とサービスの担い手や事業手法の検討

② 公共施設マネジメントの取組の推進

ア 方針1：再編

- ・ 「再編」の取組を具体的に推進するため、施設の評価を行ったうえで、見直し等対象施設の抽出を行い、見直し等の方向性を示した平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」を平成29年5月に策定しました。

- ・ 「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」における見直し対象施設の施設規模・場所・スケジュールなどの具体的な内容として同計画の「今後の具体的な取組」を令和元年7月に策定し、具体的な取組に着手しています。
- ・ 両計画については、令和4年度からの計画期間の後期に向けて改めて内容を整理のうえ着実に取組を推進していくため、それぞれ、計画名称を「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）」、「第1次尼崎市公共施設再編計画・実施編」に改めた上で、令和4年2月に計画を改訂しました。
- ・ 「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）」及び同計画策定時点で先行して取組を行っている施設の令和2年度までの取組状況（過去に行った対策の実績）は次のとおりです。

過去に行った対策の実績

単位：千㎡

年度	保有総量	年度増減	増加		減少		対基準日
				主な施設		主な施設	
平成24年度 【基準日】	1,868	-	-	-	-	-	-
平成25年度	1,878	+ 10	+ 10	富松住宅 戸ノ内浜改良住宅（4号棟）	+ 0	-	+ 10
平成26年度	1,870	△ 8	+ 2	地域総合センター神崎（教室棟） 上坂部小学校	△ 10	尼崎工業高校（一部）	+ 2
平成27年度	1,814	△ 56	+ 27	旧聖トマス大学 塚口保育所	△ 83	労働福祉会館 労働センター 地域総合センター神崎本館 北難波小学校 梅香小学校	△ 54
平成28年度	1,852	+ 38	+ 71	武庫西生涯学習プラザ 難波の梅小学校 蓬川第2住宅 時友住宅（集約建替）	△ 33	尼崎東高校 尼崎工業高校 時友住宅（集約建替）	△ 16
平成29年度	1,834	△ 18	+ 24	稲葉荘団地 わかば西小学校 小田中学校	△ 42	健康の家 園田東会館 立花西地域学習館 塚口さんさんタウン駐車場 宮ノ北住宅（集約建替）	△ 34
平成30年度	1,876	+ 42	+ 71	中央北生涯学習プラザ 大庄北生涯学習プラザ 尼崎城 あまよう特別支援学校 宮ノ北住宅（集約建替）	△ 29	小田支所 武庫支所 開明地域学習館 武庫北地域学習館 梅香小学校 啓明中学校	+ 8
令和元年度	1,838	△ 38	+ 2	園田北児童ホーム 園田南小学校	△ 40	大庄支所 中央公民館 若葉小学校 若草中学校 西昆陽住宅（集約建替） 宮ノ北住宅（集約建替）	△ 30
令和2年度	1,846	+ 8	+ 31	小田南生涯学習プラザ 園田東生涯学習プラザ 武庫東保育所 西昆陽住宅（集約建替） 宮ノ北住宅（集約建替）	△ 23	青少年センター 武庫地区会館 元浜保育所 大庄幼稚園 立花東幼稚園 園和幼稚園 西昆陽住宅（集約建替）	△ 22

出典：第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）

イ 方針 2：予防保全

- ・ 「予防保全」の取組として、「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針 2：予防保全による長寿命化の取組）」を平成 30 年 1 月に策定しました。
- ・ 本計画は、今後も維持するとした施設については、施設に不具合が生じた後に対応する事後保全から、施設が傷む前の改修を計画的に行う予防保全へと転換し、「適正な保全の推進」・「計画的な保全による長寿命化」・「施設機能の維持・向上」を実践するために、公共施設の適正な保全に向けた基本的な姿勢や考え方や具体的な取組内容を定めたものであり、令和 8 年度までを計画期間として、令和 4 年 2 月に「第 1 次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針 2：予防保全）」の名称で改訂しました。
- ・ 計画的に長寿命化改修を実施するため、「第 1 次尼崎市公共施設保全計画」期間内（平成 31 年度から令和 8 年度まで）に必要な長寿命化改修のスケジュールを記載した「第 1 次尼崎市公共施設保全計画・実施編」を策定しました。

ウ 方針 3：効率的・効果的な運営

- ・ 電力及び都市ガス調達の自由化を踏まえた入札等の実施のほか、市内のスポーツ施設やカルチャー施設などの公共施設の予約や空き状況の確認ができる公共施設予約システムの運用などにより、管理運営に係るコスト縮減やサービスの向上等につながる取組を行っています。

③ 管理に関する基本方針

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法などに定める基準に従い、施設の適正な管理に向けた取組を実施します。 ○安全性の確保と効率的な施設の保全に向けて、「施設保全マニュアル」に基づく点検等を実施するとともに、「保全システム」へのデータ収集を継続的に実施します。
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も継続していく施設については、これまでの不具合が生じてから修繕等を行う事後保全から劣化状況を把握し不具合が生じる前に修繕等を行う予防保全へと転換します。 ○継続していく施設については、優先順位をつけながら、ライフサイクルコストの低減や質の向上を図るため、計画的に長寿命化改修を行います。
ウ 安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市有建築物については、法定点検のほか、「施設保全マニュアル」をもとに、継続的に施設の劣化状況等を把握し、安全性の確保と効率的な施設の保全に取り組みます。
エ 耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性を確保するための取組については、各施設の老朽度や施設が担っている機能を踏まえ、優先順位をつけながら建替え等の対策を計画的に進めます。
オ 長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○予防保全を実施することにより、施設の目標使用年数まで確実に使用するよう努めます。また、長寿命化を図ることで、建替えサイクルを遅らせ、将来の一定期間内の費用の総額を縮減します。

	○見直しとなる施設であっても、存続期間までは延命化を図り、効率的かつ効果的な投資を行って一定の質を確保します。
カ 統合や廃止の推進方針	○尼崎市公共施設マネジメント基本方針において、本市の市有建築物の保有量を今後 35 年間[平成 26 年度～令和 30 年度]で約 1,868 千㎡から、約 1,307 千㎡以下まで削減することを目標としています(対基準日：△30%以上)。 ○令和 8 年度までの具体的な見直し対象施設や見直しの内容等について、第 1 次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針 1：再編）及び実施編において示しており、順次、具体的な取組を行っています。
キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	○市有建築物については、「施設保全マニュアル」に基づいた、施設管理者による点検やデータ収集などに継続して取り組みます。これらを継続して取り組むために、施設管理者向けに日々の維持保全などをテーマとした説明会を実施するなど、知識の補充についての取組も行います。

(2) 道路

道路については、整備後数十年を経過した路線も多くあり、重車両の通行及び経年変化等による道路の機能低下が年々顕著となっています。また、道路の性能低下に起因する事故が発生し、損害賠償事案も発生しています。

こうした状況を踏まえ、日々のパトロール点検や、市民からの要望内容・道路の利用形態・交通量・地下埋設占用工事の有無等を総合的に勘案し、修繕する路線の優先順位を定め、適切な維持管理の取組を進めます。また、これまでの修繕実績や路面状況調査結果をもとに、路面の劣化の状況の把握の精度を高める取組もあわせて進めます。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めます。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	○国においては、関係法令を改正し、道路については、5年に1回の頻度で近接目視で点検を行うという技術的基準が示されています。 ○道路分類に応じて機械調査による舗装の定期点検や、目視による日常点検を実施します。 ○舗装以外のインフラについては、5年に1回の近接目視による点検や日々のパトロール点検等を実施します。
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	○令和2年3月に策定した「舗装維持管理計画」をもとに、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を図ります。 ○舗装以外の道路施設についても、優先順位を踏まえた計画的な更新や修繕を行います。
ウ 安全確保の実施方針	○舗装や道路附属設備（昇降機）は、適切に補修・更新を行うことで、安全性を確保します。 ○その他の道路施設についても、計画的に補修を行うことで安全性を確保します。
エ 耐震化の実施方針	○道路付属物等の道路施設について、耐震化の必要性を把握するとともに、耐震化に向けた計画的な方針を検討していきます。

オ 長寿命化の実 施方針	○「舗装維持管理計画」や「道路附属設備（昇降機）維持管理計画」等に基づき、計画的に補修を実施することで、道路施設の長寿命化を図ります。
キ 総合的かつ計 画的な管理を実 現するための体 制の構築方針	○職員の技術力向上や適切なデータ管理等を推進していくことで、計画的な管理を実践するための実施体制を構築するとともに、道路施設の包括管理委託などの新たな官民連携の取組や、最新の ICT 技術の活用などについても検証していきます。

(3) 橋りょう

橋りょうについては、劣化が既に始まりつつあり、橋梁長寿命化修繕計画の対象となる橋りょうのうち、建設から 50 年を経過する高齢化橋りょうは、2019 年（令和元年）で 338 橋、47%ですが、10 年後には 574 橋、81%、20 年後には 655 橋、91%となり、急速に高齢化した橋りょうが増大します。

こうした中、管理する橋長 2m 以上の橋りょう 721 橋の点検を行った結果、直ちに落橋の恐れや通行止めが必要な橋りょうはありませんでしたが、高齢化し、阪神・淡路大震災を経験したものが多くあることから、速やかな保守が必要と考えられる橋りょうがあります。

このような背景から、全ての橋りょうに対し、今後増大が見込まれる修繕・架替えに対応するため、計画的な修繕が可能となるよう適切な予算計画を行い、安全性の確保とコスト縮減を図ることが必要となっています。また、修繕の実施については、落橋防止対策等の耐震性向上のための工事と合わせて効率的に実施することが必要です。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めます。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等 の実施方針	<p>○計画的な維持管理を行っていくためには、橋りょうの健全状況を把握することが重要となります。そのために、通常点検と定期点検により橋りょうの健全状態を把握していきます。また、地震や台風などの自然災害時には、異常時点検を行います。</p> <p>○国においては、平成 25 年 6 月に公布された道路法等の一部を改正する法律により予防保全の観点から道路の点検を行うべきことが明確化され、道路法施行令等において橋りょう、トンネル等の国が定める統一的な基準により、5 年に 1 回の頻度で、近接目視により点検を行うことが定められました。これらのことを踏まえ、今後は長寿命化計画に基づき、各橋りょうの重要性や損傷状況に応じた計画的な修繕や架け替えを実施します。</p> <p>【通常点検】 道路パトロールの際に目視によって実施します。</p> <p>【定期点検】 全ての橋りょうは基本的に 5 年に 1 回、「兵庫県道路橋定期点検要領（尼崎市版）」による定期点検を実施します。</p> <p>【異常時点検】 地震、台風、豪雨等により災害が発生した場合もしくはその恐れがある場合や異常が発見された際には、主に橋りょうの安全性を確認するため点検を実施します。</p>

<p>イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>	<p>○本市では、平成26年1月に市が管理する橋長2m以上の橋りょう703橋を対象に長寿命化修繕計画を策定しました。令和元年5月には新たな点検結果や補修等の実施状況を踏まえ、橋長2m以上の橋りょう721橋を対象に、2巡目の長寿命化修繕計画を策定しました。</p> <p>○今後増大が見込まれる橋りょうの修繕・架け替えに対応するため、計画的な修繕が可能となるよう、この計画に基づいた適切な修繕を行います。</p> <p>○長寿命化修繕計画に基づき、各橋りょうの重要性や損傷状況に応じた計画的な修繕や架替えを実施します。</p> <p>○修繕の実施については、落橋防止対策等の耐震性向上のための工事と合わせて効果的に実施します。</p>
<p>ウ 安全確保の実施方針</p>	<p>○点検や修繕対策を適切に実施するとともに、状況に応じた速やかな緊急対策を行い、道路橋の安全性を確保します。</p> <p>○PDCAサイクルにより、常に見直しを行い個々の橋りょうの安全性を確保するとともに、より効率的な修繕計画の実現を図ります。</p> <p>○管理する橋りょうに深刻な損傷が発見された場合には、速やかに必要な緊急対策を実施します。</p>
<p>エ 耐震化の実施方針</p>	<p>○橋長15m以上の橋りょうを対象として、橋梁の構造や路線の重要性などから橋りょうの耐震化を順次実施してきました。</p> <p>○架設年度や橋脚の構造形式等から耐震化が必要な橋梁を把握し、災害時の必要性などから優先順位を決め、耐震化に取り組みます。</p>
<p>オ 長寿命化の実施方針</p>	<p>○定期点検の結果を踏まえ、劣化が進行している橋梁においては、優先順位の見直しを適宜行うとともに、これまでの維持管理実績を蓄積し計画に反映させることでより実行性の高い計画への見直しを図っています。</p> <p>○橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、予防保全対策を含めた効率的な維持管理を実践することで、橋りょうの長寿命化を図ります。</p> <p>○長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制します。</p>
<p>カ 統合や廃止の推進方針</p>	<p>○利用頻度が少なく、必要性が低くなった横断歩道橋については、地元調整や代替施設の整備等の条件が整えば、廃止等を検討します。</p> <p>○小規模な橋梁については水路の暗渠化などに取り組みます。</p>
<p>キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	<p>○定期点検結果をデータベースに蓄積し、橋梁長寿命化修繕計画の策定時に活用しています。</p> <p>○職員の技術力向上やデータベース整備による施設管理データの有効活用等を推進していくことで、計画的な管理を実践するための実施体制を構築するとともに、道路施設の包括管理委託などの新たな官民連携の取組などについても検証していきます。</p>

(4) 水道・工業用水道

令和2年度に、「あますいビジョン2029」を策定し、「厄の水を次の世代へ」という基本理念の実現を目指した事業運営を行い、将来にわたって安定した給水が行えるよう努めています。

一方で、本市は全市域がなだらかで高低差もほとんどない地勢的な特徴を有しており、水道では4か所、工業用水道では2か所の配水拠点における圧力制御のみで市内全域へ配水しています。今後も施設を適切に管理するとともに、管理の更なる効率化に向けた方策の検討も必要と認識しています。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めます。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	<p>○管路については、維持管理点検計画に基づく管路点検（施設パトロール、水管橋や防食施設などの点検）を行います。</p> <p>○神崎浄水場については、将来の配水場化を見据えて、停止する機能の設備については必要最低限の投資にとどめていく必要があります。そのため、機能停止に係る設備について、更新の必要性を再度検討し、設備台帳システムによる管理・運用も検討しながら、よりきめ細やかな管理（保全）を行います。</p>
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>○令和2年度に策定した『あますいビジョン2029』に基づき、老朽化した水道施設や工業用水道施設への対策を行います。</p> <p>○配水管について、更新ペースを平準化しつつ、40年間で更新していくとともに、更新にあわせて、必要に応じて口径のダウンサイジングを行います。</p> <p>○40年間で配水管の更新ペースを平準化するとともに、水需要減少に伴う給水収益が減少する中、管路更新率は現状を維持しなければなりません。そのため、設計施工一括方式（DB方式）等の新たな手法の検討など、より効率的・効果的な手法に向けた取組も必要となります。</p> <p>【目標（10年後）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100kmの配水管を更新 <水道事業> ・6kmの配水管の更新 <工業用水道事業> ・10号配水本管の更新完了 <水道事業>
ウ 安全確保の実施方針	<p>○点検や老朽化した水道管の更新、耐震化等により、水道管の破裂や漏水を防ぎ、施設の安全性と安定的な供給の確保を図ってきました。</p> <p>○あますいビジョン2029では、下記の取組により水道施設や工業用水道施設の安全確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の施設のあり方・工業用水道事業の施設のあり方 ・管路の計画的更新と維持管理・水源水質の保全・水質管理の徹底
エ 耐震化の実施方針	<p>○水道施設や工業用水道施設の防災対策の一環として、下記の取組により施設の耐震化を図ります。</p> <p>○浄水場の施設については今後も必要となる配水に係る施設の耐震化を進め、配水管については特に重要給水施設に至る配水管の耐震化を優先的に実施します。</p> <p>【水道事業】</p> <p>ビジョン期間中に100kmの配水管の更新を予定しています。その中で、基幹管路については国の目標値である耐震化率50%はすでに達成しており、さらなる向上を目指し令和3年度は52.0%、重要給水施設に至る配水管の耐震化率は69.2%に向上させます。</p>

	<p>【工業用水道事業】</p> <p>ビジョン期間中に 6Km の配水管の更新を予定しています。その中で、基幹管路の耐震化率は令和 3 年度は 64.6%に向上させます。</p> <p>【目標（10 年後）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹管路の耐震化率 55%＜水道事業＞ 69%＜工業用水道事業＞ ・重要給水管路の耐震化率 90%※ ＜水道事業＞ ※但し被災確率の低い非耐震管路を耐震管とみなすと 100% ・配水ブロック化により、災害時の水圧低下を防ぎます。 ・神崎浄水場は、配水機能に係る施設について耐震化や電力確保に向けた取組を進めます。 ・内部研修及び訓練の実施による業務継続計画の改善、強化を図るとともに、他事業体及び民間企業との訓練、協定を充実させます。
オ 長寿命化の実 施方針	○上記記載の「点検・診断等」、「維持管理・更新等」、「安全確保」で定めた実施方針に沿って取り組むことで、長寿命化を図ります。
カ 統合や廃止の 推進方針	○令和 2 年度に策定した『あますいビジョン 2029』に基づき、施設の管路の計画的更新と維持管理を行う中で、必要に応じて施設の統合や廃止の検討を行います。
キ 総合的かつ計 画的な管理を実 現するための体 制の構築方針	○神崎浄水場の施設整備に係る PPP/PFI 手法の導入可能性調査を予定しています。 ○日本水道協会や他事業体実施の研修への参加などにより、官民連携の事例研究、情報収集を実施しています。

(5) 下水道等施設

本市の下水道事業は、現在、老朽化した施設の更新をはじめ、気候変動に伴い頻発する大雨や大規模災害への備え、水需要の減少に伴う使用料収入の減少など新たな課題が生じています。その課題を克服し安定した水処理を次の世代へ引き継ぐため「尼の下水道を次の世代へ」という基本理念のもと、100 年後の将来像を見据えて、40 年間の財政収支を見通した、直近 10 年間の計画として「あまがさき下水道ビジョン 2031」（2022-2031）を今後の事業運営の基本方針として策定しています。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めます。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等 の実施方針	<p>○管きよ 管きよは管径の大きさ等に応じて適正な頻度で調査を行います。</p> <p>○施設 設備の種類ごとに適正な頻度で点検・調査を実施します。</p>
イ 維持管理・修 繕・更新等の実 施方針	<p>○管きよ 老朽管調査の結果、要対策箇所となった箇所について対応を実施し、令和 2 年度末時点で、約 23 kmの更新が完了しています。また令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間で約 30 kmの管きよの更新を行います。</p> <p>○施設</p>

	<p>ストックマネジメント手法を取り入れた施設の維持管理を実施することで、ポンプ場・浄化センターの建替えに合わせた効率的なサイクルでの更新を行い、それらに係る費用の平準化を行います。</p>
ウ 安全確保の実施方針	<p>○下水道施設の安全確保は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(国土交通省)」に基づき、ストックマネジメント手法を活用しており、下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査を実施し、更新が必要な施設について平成 30 年度に策定した「尼崎市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、更新を実施します。</p>
エ 耐震化の実施方針	<p>○平成 30 年度に策定した「尼崎市総合地震対策計画」(平成 30 年～令和 4 年)に基づき、管きよの耐震化、処理場、ポンプ場施設の耐震化等を進め、地震時の下水道機能の確保を実施します。</p>
オ 長寿命化の実施方針	<p>○長寿命化に関する計画として、ストックマネジメント手法を活用しており、「ウ安全確保の実施方針」に記載のとおり、対策を実施します。</p>
カ 統合や廃止の推進方針	<p>○平成 13 年に東部第 2 浄化センターを東部浄化センター(旧第 1 浄化センター)へ統合しました。今後は、建設当初にはなかった技術の導入や施設の管理体制が大きく変化したことを踏まえ、施設管理の効率化に重点を置いた建替えを進めます。</p>
キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>○民間活力の導入を踏まえた執行体制として、平成 15 年から本市の南部地域である東部処理区(東部浄化センター、中在家中継ポンプ場、東部雨水ポンプ場)及び平成 23 年から大庄処理分区(大庄中継ポンプ場)の包括的民間委託を実施しています。また、令和 4 年度に北部地域(北部処理区、武庫処理分区)の民間委託導入を予定しており、すべての処理区で民間と連携した運転管理を実施します。</p> <p>○「あまがさき下水道ビジョン 2031」に基づき、持続可能な事業運営に向けた資格取得の推進、更なる官民連携として PPP/PFI 手法の導入を検討していきます。</p>

(6) 公園・子ども広場

公園・子ども広場については、これまで、維持保全(清掃・保守・修繕)と年 6 回程度の巡視点検を実施してきました。巡視点検により危険個所が発見された場合は、緊急度を考慮し、その都度修繕対応を行ってきました。

こうした中で、公園・子ども広場の多くは設置後、相当年数が経過しており、特に遊戯施設の老朽化が顕在化してきています。限られた財源の中で、メリハリのある公園管理を行っていくため、特に老朽化が進んでいる公園の遊具について、計画的な管理を行っていくこととします。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めます。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	<p>○適切な維持管理を行っていくために、公園・子ども広場においては下記のとおり点検を実施し、老朽化した施設や安全性を損なう懸念のある施設を抽出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園については、令和2年度からすべての遊具の健全度を把握するために定期点検を実施します。 ・子ども広場については、令和3年度からすべての遊具の健全度を把握するために定期点検を実施します。また、その他の施設については、日常点検において状況を確認します。 <p>【日常点検】 日常点検は年3回程度を目処に継続的に実施します。</p> <p>【定期点検】 都市公園と子ども広場の遊具点検を毎年実施します。</p> <p>【臨時点検】 臨時点検は、日常点検等において、異常が発見された場合に、長寿命化対策を行うべきか、速やかに撤去・更新を行うべきか判断することを目的に実施します。</p>
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>○都市公園内に設置されている遊具については、「尼崎市公園施設(遊具)長寿命化計画」に基づき、健全度に応じて、機能更新や修繕サイクルに基づく修繕対策を行います。</p> <p>○子ども広場については、充足区域内における統合や廃止といった考えと、遊具の定期点検や日常点検の結果を考慮したうえで、更新・修繕・撤去といった対応を適切に判断し、実施します。</p> <p>○その他施設についても、日常点検において、早急に対応が必要な事象に対して適宜修繕を行います。</p> <p>○清掃、保守、修繕など施設管理者が実施可能な対策を行う「維持保全」については、外部業者への委託の他、管理者自ら実施します。</p>
ウ 安全確保の実施方針	<p>○日常点検や遊具の健全度調査により施設の状況を確認し、危険のある箇所については適宜修繕を行います。</p>
エ 耐震化の実施方針	<p>○公園内に位置する旧耐震基準の施設については、「第1次尼崎市公共市施設再編計画」や「第1次尼崎市公共施設保全計画」に基づき、対策を実施します。</p> <p>○擁壁等の建築物以外の施設については、今後耐震化の検討を進めます。</p>
オ 長寿命化の実施方針	<p>○長寿命化計画では、健全度B(軽度な劣化)以上を維持することを目標とし、使用見込み期間の超過、劣化が進行した遊具については、機能更新及び修繕を計画的に実施します。</p>
カ 統合や廃止の推進方針	<p>○子ども広場は、都市公園を補完する施設として設置されてきましたが、都市公園の整備等に伴い見直しを進めます。</p> <p>○都市公園の充足区域内の子ども広場は、開発行為等による帰属・寄付により設置されたものを除き、地域住民との合意形成を図った上で廃止します。</p> <p>○都市公園の未充足区域に設置された子ども広場については、都市公園が設置されるまでの間、存続させます。</p>
キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>○日常点検等、基本的な管理業務は本市職員が行い、遊具の健全度調査等、一部の業務は外部委託を行います。</p> <p>○包括管理委託などの新たな官民連携の取組などについても検証していきます。</p>

(7) クリーンセンター

第1工場については、令和7年度に耐用年数を迎えることが明らかとなっています。また、第2工場を現状の定期整備のみで維持した場合、令和3年度までには建替えが必要であったため、既存の設備の稼働年数を少しでも延ばし、新設から解体までのライフサイクルコストを削減する必要があると考えており、延命化工事（大規模・基幹整備工事）を実施しています。

こうした状況を踏まえ、財政制約の観点から、今後は、第1工場については最低限の延命化工事を実施し、第2工場については、重点的な整備とし、水管交換等を実施しています。資源リサイクルセンターは延命化工事を実施しており、本工事後は維持管理的な工事にとどめ、費用を圧縮します。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めます。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	<p>○現在供用中の施設については、機能を維持するため、引き続き定期整備及び日常点検等を実施します。</p> <p>○今後、供用する施設については、整備する施設や設備に応じて準拠すべき基準等を改めて整理し、適切な頻度・内容で点検・診断等を行います。</p>
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>【更新】</p> <p>平成31年3月に「尼崎市新ごみ処理施設整備基本構想」、令和2年3月に「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」を策定しています。</p> <p>第1工場については令和7年頃までの稼働とし、その後は令和12年度まで第2工場のみを稼働させる計画です。令和13年度以降は現在稼働している第2工場及び資源リサイクルセンターに替わり第1工場跡地にて集約化を行い、新ごみ処理施設の稼働を予定しています。また、現第1工場敷地内にあるし尿処理施設（希釈・下水道投入施設）及び大高洲庁舎・車庫も老朽化を踏まえ、順次第1工場跡地及び第3工場跡地での建替えを予定しています。</p> <p>【通常の整備】</p> <p>今後については、適正な維持管理を目指し、必要な定期整備を実施します。</p>
ウ 安全確保の実施方針	<p>○「維持管理・修繕・更新等の実施方針」にある取組の中で、施設の老朽化の状況を把握し、適切な施設維持に努めていきます。</p> <p>なお、新ごみ処理施設の整備にあたっては、安全確保の方策として下記の内容を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両動線及び歩行者動線 安全性確保のため、見学者や持ち込みの一般車両動線及び歩行動線は、原則としてごみ搬入車、搬出車等の車両動線とは分離します。 ・浸水対策 災害時の浸水対策として、電気関係諸室（電気室(焼却施設・リサイクル施設・し尿処理施設・特別高圧受電棟・庁舎)、タービン発電機室、非常用発電機室)や中央制御室は、2階高さに配置します。
エ 耐震化の実施方針	<p>○大高洲庁舎及びし尿処理施設の一部が旧耐震基準の建築物であり、令和4年度から順次建替えを実施予定です。</p>

	<p>○新ごみ処理施設の整備にあたり、構造計画及び耐震計画の観点で十分な耐久性・耐震性を備え、災害時にも継続して処理を行うことができる施設とすることを検討しています。</p>
オ 長寿命化の実施方針	<p>○延命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1工場 最低限の延命化工事のDCS装置の更新を平成26年から2ヵ年で実施しました。 ・第2工場 令和7年から令和12年までは第1工場の稼働停止により、第2工場のみ処理となるため第1工場より重点的な整備計画としています。 ・リサイクルセンター 平成25年度から4ヵ年に渡って延命工事を実施し、令和12年までの稼働を見込んでいます。 <p>○新ごみ処理施設の利用年数は、供用開始後20年程度で基幹改良工事（延命化対策）を実施することで、35年程度を想定しています。</p>
カ 統合や廃止の推進方針	<p>○平成31年3月に「尼崎市新ごみ処理施設整備基本構想」、令和2年3月に「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、令和12年には第1工場跡地にて焼却施設とリサイクル施設の集約化を行い、新ごみ処理施設の建設を予定しています。また、現第1工場敷地内にある、し尿処理施設（希釈・下水道投入施設）及び大高洲庁舎・車庫も老朽化を踏まえ、順次第1工場跡地及び第3工場跡地での建替えを予定しています。</p>
キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>○新ごみ処理施設の建設・運営にあたっては、経済性に優れるとともに、適切なリスク分担による安定した事業推進(安定性)及び不測の事態への対応(柔軟性)、市民サービスの水準向上等の視点から、総合的に判断し事業方式を公設民営(DBO方式)とします。</p>

以 上

